

事案の詳細

第1 勧告の理由

1 違反事実の概要

(1) Apple Inc. 及び iTunes 株式会社（以下「Apple」と総称する。）は、アプリストアである App Store を提供しており、令和3年2月1日、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号、以下「透明化法」又は「法」という。）第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令（令和3年政令第17号）に基づき、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として指定された、特定デジタルプラットフォーム提供者である。

(2) Apple は、令和3年2月1日以降、商品等提供利用者に対し、Apple Developer Program 使用許諾契約、有料アプリケーション契約及び Apple Developer 契約と称する英語で作成された提供条件（以下「提供条件A」と総称する。）の変更内容を開示する時に、提供条件Aの日本語の翻訳文を同時に付さなかった。もっとも、Apple は原文（英語版）の開示後、日本語の翻訳文を付した。

これについて、Apple は、すべての提供条件について、原文と翻訳文との同時開示を行うと日本の商品等提供利用者に対してのみ新機能の提供が遅れることとなる可能性があることを理由に、やむを得ず、原文の開示と同時に、日本語の翻訳文を付すことができないと説明している。

(3) Apple は、提供条件Aの一部の変更内容の開示の時に、日本語の翻訳文を付す期限を明示していなかったことが判明したため、経済産業省は、Apple に対し、令和3年2月1日以降の提供条件Aのすべての変更の際の日本語の翻訳文を付す期限を明示していたかの報告を求めた。

これに対し、Apple は、令和6年2月19日、経済産業省に対し、令和3年3月31日以降、提供条件Aの多数の変更内容を開示する時に、いずれも日本語の翻訳文を付す期限を明示していなかった旨報告した（違反事実①）。これについて、Apple は、経済産業省に対し、（日本語の翻訳文を付す期限を明示していなくとも、）提供条件の変更日から30日間以内に日本語の翻訳文を付すことは認められたプラクティスであると考えていた旨説明した。

また、Apple は、同日、経済産業省に対し、令和6年1月以降、商品等提供利用者向けの通知に、「翻訳文は1か月以内に <https://developer.apple.com/support/terms/> で提供される」旨の文言を含めている旨、今後も規約更新に関する継続的な改善の機会を見いだすべく努力し続ける旨報告した。

(4) しかしながら、Apple は、同年1月25日、App Store Review ガイドラインと称する英語で作成された提供条件（現「App Review ガイドライン」、以下「提供条件B」という。）を変更した際、「ガイドラインの翻訳は、1か月以内に Apple Developer Web サイトでご確認いただけるようになります。」と自ら明示したにもかかわらず、同日から1か月を経過しても

日本語の翻訳文を付さなかった（違反事実②）。同翻訳文は、同年3月7日になって付された。¹

これについて、Apple は、同年4月9日、経済産業省に対し、同翻訳文を付すのを遅滞したことを認めた上で、その理由として、同年1月16日に行われた直前の提供条件Bの更新から、同年1月25日に行われた提供条件Bの更新までの期間が短かったこと、主としてEUのデジタル市場法（Digital Markets Act）への対応を行うため、通常の改訂とは異なり、提供条件B全体的大幅な更新が必要となったこと（たとえば、この更新後、提供条件B上のEUにおけるiOSアプリの公証に関する箇所をハイライトできるようになったが、公証に関する箇所と関連しない箇所を区別するために、既存の提供条件Bの条項をサブセクションに分割するなどの対応も必要となったこと）から、翻訳を担当する日本所在のAppleの提携企業の作業が遅れたことが原因であると報告した。また、Apple は、経済産業省に対し、当該提携企業から、「この遅延は一度限りのことであり、今後の翻訳文は、原文の開示から1か月以内にタイムリーに納品する予定である」旨説明を受けたと報告した。

2 勧告の必要性

Apple からは、違反事実①については、上記1(3)のとおり、日本語の翻訳文は1か月以内に付す旨明示する、違反事実②については、上記1(4)のとおり、今後は1か月以内に翻訳文を付すとの報告がされている。

しかし、Apple による違反事実①及び違反事実②は、法第5条第1項・法施行規則（令和3年経済産業省令第1号）第5条第2項の規定を明らかに遵守していないものであるにもかかわらず、違反事実①は、法施行から3年近くもの間放置されていたこと、違反事実②は、Apple が違反事実①について自ら定めた再発防止策を報告してから、1か月も経たずに、法第5条第1項に基づく別個の義務に再度違反するものであることから、法第5条第1項の規定の遵守に関するAppleの社内管理体制に問題がある可能性が高い。

第2 勧告の内容

- 1 Apple は、今後、透明化法第5条第1項の規定の遵守に関する社内管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- 2 Apple は、前記1に基づいてとった措置を自社の透明化法第5条第1項の規定の遵守に係る従業員に周知徹底すること。
- 3 Apple は、Apple Inc. の適切な管理職を含む決裁に基づいて、前記1及び2の措置を実施すること。Apple は、かかる措置について、本日から3か月以内に、経済産業省に対し、日本語の文書で報告すること。

¹ Apple は、令和6年1月から同年6月までの間に、提供条件Bの変更を合計5回開示し、商品等提供利用者向けの通知に上記文言を含めるプロセスを導入した初めの月に行われた変更に関する遅延を除いて、変更日から30日以内に日本語の翻訳文を付した（変更日から約1週間で翻訳文を付したケースもあった）と説明している。